

## 【提案趣旨】

現在、陳情書又はこれに類するものについては、先例 242 に該当するものを除き、原則、委員会に付託している。

しかしながら、陳情書の中には、

- (1) 県外の住民から、国策に関する意見書の提出を要請するもの。
- (2) 陳情の趣旨としては同様の内容でありながら、同一の団体から、表現内容を変更したり、追加したりしながら、新たな陳情書として提出するもの。

等が散見されることから、議会運営の効率的で公平公正な観点から、運用の見直しが必要ではないかと考える。

具体的には、

- (1) については、議会への意見として取り扱い、委員会付託を行わないこと。
- (2) については、同一の団体から既に提出された陳情として取り扱い、委員長が特に必要と認めた場合に限り、表現内容の変更や追加があった部分の審査を行うこと。としてはどうか。

## ◆関連規定◆

## 会議規則第 134 条

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処理するものとする。

## 先例 242

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したものとする。

- (1) 趣旨が明らかでないもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの。
- (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの。
- (6) 市の公益に関する内容と認められないもの。
- (7) その他議会の審査に付すことが適当でない認められるもの。

なお、請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知する。